

平成30年第7回大山町教育委員会議事概要

日 時：平成30年6月25日（月）
午後1時30分～
場 所：名和公民館 第1会議室

出席委員 1番 湊谷紀子 2番 池嶋順子 3番 林原浩子 4番 金田吉人

欠席委員 なし

教育長 鶴見寛幸

その他の出席者 教育次長（佐藤）、幼児・学校教育課長（森田）、人権・社会教育課長（西尾）、
幼児・学校教育課参事兼学校教育室長（前田）、幼児・学校教育課担当者（井上）

参観人 0人

日 程

1. 開会宣言（午後1時30分）

2. 議事日程の報告

日程第1 会議時間の決定

自 午後1時30分 至 午後3時30分

日程第2 教育長報告並びに連絡事項

教育長 5月26日～6月25日までの報告事項、7月3日までの今後の予定について説明
(下記は主な内容)。

- 5月26日には、広島県庄原市塩原の大山供養田植に行ってきた。300年程続く牛馬の供養のために音楽や歌に合わせて田植えをする昔ながらの行事であるが、4年に1度行われるもので、大山開山1300年祭と重なり、地元から是非来てほしいという依頼があったものである。
- 28日には、名和陸上競技場プロポーザル審査会を実施し、事業者が決定した。今後11月中をめどに工事を行う予定である。
- 29日には、町内小中学校初任者研修会を実施した。第1回目は大山の自然を学ぶということで大山寺周辺を散策しながら研修した。第2回は大山町の文化財を学習する予定である。
- 6月4日には、全国山の日記念大会打合せ会に出席した。今年で第3回目の全国山の日記念大会が8月10日、11日に大山で行われる。11日には大山総合体育館で記念式典が予定されている。

- 11日には、教職員新任職員人権・同和教育研修会を開催し、町外から本町に転任してきた教職員が本町の人権・同和教育の現状について研修した。
- 16日、17日は、全国茅葺フォーラムが開催され、大山寺や所子の門脇家住宅を見学していただいた。また16日の郡体陸上を最後に名和陸上競技場の工事に着工する。
- 17日は、町福祉大会ボランティアフェスティバル&町生涯学習大会を開催した。初めての合同開催だったが、午後大山開山1300年祭ミュージカル講演と重なったこともあり、参加者が少なく感じた。午後の講演内容は素晴らしかっただけに少し残念である。

教育長

質問・意見等も含め、この1ヶ月の感想があれば委員の皆さんからお願ひしたい。

委員

庄内保育所計画訪問に出席し、木々の環境、野菜作りの環境、掲示物の環境がすばらしいと感心した。少人数の良さを活かしてすべての園児に目が届いていて、園児の主体性を育てている、信頼関係をしっかりとつくるという基礎ができていてすごいと感じた。

委員

名和小マラソン大会で、地域の方の観覧が多く、名和中の2年生が温かい目で見守りながら伴走していた。保育園児もいろいろな場所で応援していて、名和地区の保・小・中の連携をしっかりと感じた。

庄内保育所計画訪問では、先生方は少ない人数でキビキビ動き、園児が主体的に動くよう導いていた。また体力づくりをしっかりとていた。

ただ少人数なので、名和さくらの丘保育園のような大人数の保育所と交流する機会をもう少し多くしたいという声もあった。

委員

大山小運動会の組立体操が大山開山1300年祭というテーマでよく考えられて構成されていて、素晴らしい。笛の合図ではなく音楽に合わせて動くもので、しっかりと指導されているという印象をもった。

日程第3 議案 第1号

機構改革に伴う関係条例の整備に関する条例について

日程第4 議案 第2号

機構改革に伴う関係規則の整備に関する規則について

日程第5 議案 第3号

機構改革に伴う関係訓令の整備に関する訓令について

日程第6 議案 第4号

機構改革に伴う教育委員会関係告示の整備に関する告示について

日程第7 議案 第5号

機構改革に伴う教育委員会関係要綱の整備に関する要綱について

教育長

日程第3 議案第1号から日程第7 議案第5号までは全て機構改革に関するものなので一括して提案させていただく。

幼児・学校教育課長

議案第1号から第5号まで説明させていただく。

まず機構改革の主な内容であるが、子育て支援業務の集約ということで、子ども課が新設される。また相談業務と福祉部門の連携強化を図るため、人権推進室が福祉介護課の所管になる。人権・社会教育課が社会教育課になるということが主なものである。

第1号から第5号まで条例、規則、訓令、告示、要綱と種別ごとにまとめて議案を上程している。第1号は条例整備で大山町子ども・子育て会議条例について幼児・学校教育課が庶務の主管であったが、子ども課になるということである。

議案第2号は規則の整備で、大山町教育委員会事務局組織規則の一部改正で3ページから6ページに改正前、改正後を並べているのでご覧いただきたい。下線を引いてあるところが改正部分である。5ページで業務の内容として幼児・学校教育課から子育て支援、放課後児童活動、要保護児童対策を削るものであり、6ページの人権推進室関係業務についても同様である。

また人権尊重の社会づくり審議会に関する規則、人権交流センター規則、児童館規則、放課後児童クラブ条例施行規則を、それぞれ教育委員会としては廃止するものである。

附則として、この規則は平成30年7月1日施行としているが、廃止規則については6月30日施行としている。

議案第3号は訓令の整備で、男女共同参画推進検討委員会要綱を廃止するものである。

議案第4号は告示の整備で、9ページにある5つの要綱を廃止するものである。

議案第5号は、要綱の一部改正と、廃止である。教育業務改善ヘルpline要綱の一部改正は下線部の部分の改正、また3つの要綱を廃止するものである。

委員

人権推進室の福祉介護課への移管ということで、これまで小地域懇談会等は教育委員会が大きく関わっていたが、それが教育委員会から離れて福祉介護課がするという理解でよいか。

人権・社会教育課長

以前人権推進課が町長部局だったころも人権教育の推進という部分では教育委員会と関わりが深かった。今回はそれに近い形になるということである。

委員

以前は、町、同推協、教育委員会が連携して推進するというものだったが、そのときと同じで教育委員会は関わっていくということか。

人権・社会教育課長

この2年間、人権推進課が人権推進室となって教育委員会主管になったが、それ以前の状態に戻るということである。

委員

放課後児童クラブについて、この教育委員会の場で話し合いを重ねたものがあるが、今後は放課後児童クラブについてはここでは議論しなくなるのか。

幼児・学校教育課長 所管が変わるので、教育委員会の場で決定ということはなくなるが、連携により幼児教育室で内容を子ども課に伝える、あるいは協議するということになる。

委員 放課後児童クラブで、指導員については教育委員会が責任を持って配置されていったと思うが、今後は子ども課が指導員についても関わっていかれるということか。問題点、教育的配慮等が必要な場合は、教育的な視点をもって対処できたが、子ども課ではどうなるのか。

幼児・学校教育課長 放課後児童クラブの所管が変わっても幼児教育室が幼児教育を推進する業務を担っていることは変わらない。幼児教育室としてしっかり連携して連絡会等で把握していきたい。

全委員 了承。

日程第8 議案 第6号

平成30年度準要保護児童生徒の認定について

申請児童生徒数 1人 認定児童生徒数 1人

日程第9 議案 第7号

平成30年度準要保護児童生徒の認定の取り消しについて

認定取り消し候補者数 2人 認定取り消し児童生徒数 2人

3. その他

- 6月議会一般質問について
- 鳥取県市町村教育委員会定期総会・研修会について
- 市町村教育委員会研修会について
- 保育所計画訪問について

4. 次回の開催日程 平成30年7月24日 午前9時30分～

5. 閉会宣言（午後3時30分）